

アラブ首長国連邦(UAE)商事会社法の改正－ 現状、要点および施行に向けての見通し

2012年5月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiに作成委託し、2012年5月30日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith Freehills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

アラブ首長国連邦（UAE）商事会社法の改正－ 現状、要点および施行に向けての見通し

アラブ首長国連邦（UAE）の現行の商事会社法は、1984年4月に制定されたものであり、その後、幾度かにわたる改正を経て、直近では2009年に有限責任会社（「LLC」）の最低資本金規制が廃止された。しかしながら、UAE経済の発展や、より大きな多国籍グループの一部であり、高度な知識を備えているUAE会社の数の増加を反映するためには、同法の現代化が必要である、と広く認識されていた。

法の現状とタイミング

新たな商事会社法の導入は、何年も前から議論されてきた。

UAE政府は、2011年12月に、同法の改正法案がUAE内閣によって承認されたことを発表した。UAE内閣は、UAEの主たる行政機関であるが、法案の作成・承認を担当しており、法案はその後連邦国民評議会へ提出され、最終的には公布のためにUAE大統領へ提出される、という流れになっている。

同法案は現在、審議のために連邦国民評議会へ送られている。連邦国民評議会は、議員の一部が民選による議会で、限られた立法権を有している。連邦国民評議会には、最高評議会を代表して大統領が法案を承認する前に、すべての連邦法について審議する権限がある。連邦国民評議会が法案に対する修正を提案することができるが、大統領または最高評議会においてかかる修正を受け入れがたいとされた場合、最終的には連邦国民評議会の反対にもかかわらず法案が可決されることもある。連邦国民評議会は、法案について協議しており、同法案が個人や事業体に与える影響を含め、特に新法案の適用にかかる戦略的・経済的側面について検討している旨を発表している。

法案がUAE内閣により承認されたとの発表を受けて、法案のドラフトがUAE内の法律事務所ほか関係者向けに公開された。以下の主な変更に関するまとめは、このドラフトに基づいている。

法案が大統領と最高評議会によって承認されたあと、いつ施行されるのかについては、公式な見解が発表されていない。もっとも、同法案が今夏終わりまでに可決される可能性は低く、2013年まで持ち越されるとも考えられる。連邦国民評議会による審議は2012年10月から2013年6月までとされている第2回の会期まで終了しないであろう、との報告もある。

法の趣旨の概要と、問題点

新商事会社法の主な目的の一つとなっているのが、投資家を保護し、透明性を高めるためにUAEのコーポレート・ガバナンス体制を強化することである。

また、新法では、UAE政府が外資保有規制を緩和するののかについて答えが出るものと期待されていたが、法案にはそのような緩和について明文規定が盛り込まれていない。この点については、後述で詳しく取り上げている。

主な改正事項のあらまし

以下では、2011年12月以降回覧されていた商事会社法の法案の主な規定をまとめである。ただし、改正法案では実体的側面のみならず、詳細や形式についても多数の変更が加えられているため、ここでは決してすべての変更点を網羅しておらず、とりわけ、公開株式会社（public joint stock companies）にのみ適用される変更については取り上げていない点に留意のこと。また、上述のとおり、新しい商事会社法がこの法案のとおり制定されるという保証は全くない。

- 外資保有規制—法案の第9条は、UAE会社へのUAE国民の現行の出資比率に変更を加えておらず、依然としてUAE会社の資本の51%はUAE国民により保有されていなければならない、と定めている。もっとも、法案では、内閣が関係当局と協議の上、以下の事項について定めるための決議を発することができる、と規定している。
 - 完全にUAE国民によって所有されていなければならない事業活動の種類、 および
 - 外国投資家が完全所有することのできる会社の形態、 および事業もしくは会社の種類、または外国投資の比率が会社の資本の49%超となることが適法に認められる場合。

換言すれば、UAE政府が外資保有規制の緩和について取ろうとしている方向性については、依然として全く明らかとなっていない。外国投資家が、UAE国民たる投資家との既存の取り決めを自身に有利なものに変更できるか否かを判断するためには、更なる法令の発出を待たなければならないであろう。外資保有規制の緩和が、今でも連邦国民評議会やUAEのその他の機関により進められている協議の中心となっている可能性は高いであろう。

- UAE「本土」で営業をするフリーゾーン事業体—法案には、適法にフリーゾーン外のUAE「本土」にて営業することが許可されたフリーゾーン会社に適用される条件を定めるための決議をUAE内閣が発出することを認める、新たな規定が盛り込まれている。現行法上では、フリーゾーン法人の営業許可はその設立されたフリーゾーンの所轄当局によってのみ発

行されるものであるため、当該フリーゾーン外で商業活動を行うことができない。フリーゾーン会社は完全に外資所有とすることもできるため、これは明らかにUAEの外資保有規制を回避するための手段となり得るであろう。この点についても、具体的な条件の内容についてはまだ何も分からないが、事業活動がフリーゾーン外へと及ぶ法人の立場が正規化されるという意味では、歓迎すべき動きであると言える。

- 支店設置にあたり、国民たる代理人が不要となる—現行のUAE商事会社法では、UAE内に支店を設置するための前提条件として、外国投資家がUAE国民たる個人または完全にUAE国民により所有された会社を当該支店の国民スポンサーとして選任（ただし、これには報酬が支払われ、支店に対する持分や責任の負担はない）しなければならない。改正商事会社法の法案では、設置の前提条件としてUAE国民たる代理人を選任するとの要件は削除されている。ただ、外国投資家がこのような代理人を専任する余地は残されており、選任する場合、かかる代理人は現行法上と同様、UAE国民でなければならない。
- 取締役の義務への変更—法案は、UAE会社の取締役の義務に関して、積極的な義務の創設、署名者の表見代理または表見代表に関する新制度の導入、および上場済みの公開株式会社の株主が会社の役員会による判断に異議を申し立てるための新たな手続きの創設など、幾つか重要な変更を加えている。詳しくは、中東エクステンジ中の「UAEにおける取締役の義務の見直し」と題された記事をご覧ください。
- LLCに対する持分の質入—法律実務家の間では、UAEのLLCに対する持分を保有する者が、担保としてかかる持分に質権を設定できるのかについて議論がなされてきた。商事会社法の改正法案では、これが適法であり、質権が経済開発庁（DED：Department of Economic Development）の管理する商業登記簿に登録されれば、会社および第三者に対抗できることが明らかとなっている。最近では、ドバイのDEDがLLCの持分を目的とする商業質権の登録を受け付ける態勢にある旨の発表をしており、既にこの展開の到来を告げていた。
- 一人会社たるLLC—法案では、現行の商事会社法による規制が緩められており、株主は2人以上とする現行の要件を変更して、1人の株主（これは個人・法人を問わない）によるLLCの設立を認めている。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）

i 「中東エクステンジ（Middle East Exchange）」は、（国際法律事務所）Herbert Smith Freehills

が中東ビジネスに携わる同社顧客向けに毎月発行している法務ニュースレター。企業の事業や拠点運営に影響を及ぼすとみられる中東域内諸国でのビジネス関連法制度の改変や司法判断等をトピックスとして取り上げ、各領域の法律専門家がその概要と留意点を解説している。Herbert Smith Freehills では、ジェトロとのリテイン契約に基づき、英文で作成されるニュースレターを和訳し、自社やジェトロの媒体を通じて日本の中東ビジネス関係者に広く提供している。